

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和元年9月12日（木曜日）

## 総務消防委員会

日時 令和元年9月12日（木曜日） 午前9時00分 開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 総務部、企画部、消防本部

第19号議案	「質疑・討論・採決」
第20号議案	「質疑・討論・採決」
第21号議案	「質疑・討論・採決」
第22号議案	「質疑・討論・採決」
第23号議案	「質疑・討論・採決」
第24号議案	「質疑・討論・採決」
第25号議案	「質疑・討論・採決」
第26号議案	「質疑・討論・採決」
第70号議案	「質疑・討論・採決」

### 出席委員（6名）

委員長 鈴木達雄	副委員長 山田辰也		
委員 竹下修平	佐宗龍俊	小野田直美	村田康助
議長 丸山隆弘			

欠席委員 なし

傍聴者 なし

### 説明のために出席した者

総務部、企画部、消防本部の副課長以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也

開 会 午前9時00分

○鈴木達雄委員長 それでは、ただいまから総務消防委員会を開会いたします。

本日は、11日の本会議において、本委員会に付託されました第19号議案から第26号議案まで、及び第70号議案の9議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、第19号議案 新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第19号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第20号議案 新城市行政財産使用料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下修平委員 ただいま議題となっております20号議案についてですが、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う金額、使用料の修正というふうに理解しておりますが、サイクリングターミナルやゆ〜ゆ〜ありいな等の使用料が変更されるということで、ホーム

ページであったりとか、あと、看板とかそういったものの表記の変更も必要になってくると思っておりますが、その辺の今の整備の状況といいますか、認識はどういったものがあるか伺います。

○鈴木達雄委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 今、看板等の変更というなお話だったと思いますが、この本件の別表の使用料というのは、もともとの条例のほうに、例えば、娯楽室だったりとか、レストランというのがあるんですが、そこを借りる事業者の方が、長期にわたって借りられてるのがほとんどでございますので、一般の方が利用する施設ではございません。通常、看板等とかですね、そういうような形で表記してということはほとんどございません。

そこがいわゆる行政財産の利用することを前提とした一つの居室というか、空きスペースを貸し付けるということですので、基本的に事業者が利用しますので、そういった改正は基本的には、看板等の作成の変更というのではないかと思うんですが、それぞれ所管がございまして、そちらの判断でもしかしたら行うことはあるかもしれませんが、基本的にはないと思っております。

○鈴木達雄委員長 竹下委員。

○竹下修平委員 ありがとうございます。看板等はないということですが、市のほうで管理してる書類上の表記で、この条例以外に金額面の話がもし書いてあるところがあるのも、もし調査されているようでしたら、その点についても確認したいです。

○鈴木達雄委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 こちらの本件が、これで可決いただけるようでしたら、関係課、所管課のほうに、そういったことについても確認をして、必要であれば修正をするような指示をしていきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 先日の質疑の中をちょっと確認をしながら何点か伺います。

使用料を徴収している施設というのは、サイクリングターミナルなんかは今使っていないと思うんですけど、実際には幾つ、どこがあるんですか。

○鈴木達雄委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 本条例は、別表のほうには5つの施設とそれぞれ合計延べ7つの居室なんですけど、2施設については変更を伴っておりません。それ以外のところは変更しております。

それと、もともとの100分の108を100分の110に改めるということですので、こちらは行政財産目的外使用料の変更ということになりますので、いわゆる、借りたい側が行政のあのスペースを私は利用したいという申し込みがあった場合に、行政の判断として、そこは行政財産だけでも一角が確かにここがなくとも行政目的は達することができるよというものであって、なおかつ、許可の条件に合ったものに対して出しますので、施設というのは行政財産の施設、建物全てになってまいりますし、土地に関しても消費税法の関係で1カ月未満のものについては、基本、土地は非課税なんですけども、それについては取るという形になってまして、今の御質問ですと、例えば、建物だと全ての建物が対象になりますので、どの建物に出されるかということなんですけども、今実際に目的外使用で出されて、お金を徴収しているのは19施設ございますが、中には減免規定、いわゆる公共的なものであったりだとか、区だとか、そういったところが借りてる分もございますので、そういったところは減免対象で上がってこないものですから、実態としては今19施設ほど貸し出しをしてるというような形になってます。

○鈴木達雄委員長 山田委員。

○山田辰也委員 国の施策ですからどうこう言うわけじゃないんですけど、市民に説明するときに、こんな感じだということで、例えば2%が大体目安で上がるということで、金額的にはその金額2%程度は全体的に上がるという認識でよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 おっしゃるとおり、基本的には2%上がるという考えです。

今、委員のほうから申されたように、きのう、本会議の質疑で総務部長よりもお答えしたんですが、法の趣旨だとか、国からの通知で消費税の転嫁することは求められてはいるんですけども、それとは別に市の考え方といったしましても、新城市の場合も各施設の維持管理に関する経費は必要になってくるんですけども、それに反対して払う電気代とかもろもろの費用は消費税は転嫁されてますので、それをいわゆる利用する方から徴収しなかった場合には、それに係る転嫁されてふえた分の消費税分をほかの全ての市民の方に広く薄くなんですけど、間接的に負担していただくような形になってしまいますので、本来の利用者であるべき方から使用料を徴収するという考え方に基づいて上げさせていただくものでございます。

○鈴木達雄委員長 山田委員。

○山田辰也委員 そうしますと、使う方がそれに見合う負担をしていただかないと、税の公平性から見て、使わない人にもそういう影響を及ぼすから、この点については理解していただくのが市としても妥当だということではよろしいですか。

○鈴木達雄委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 考え方としてはそういうことです。

ただ、税の負担というよりも、使用料ですので、税ではないんですけども、それと、先ほど申し上げたように、法の趣旨と国からの通知等も踏まえてという、あわせてという考

え方になります。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第20号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第21号議案 新都市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第21号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第22号議案 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の

制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第22号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 これは、後見をつけるにしても、適格事項に値する能力があれば仕事を続けてもらい、そしてまた、仕事についてた人が後見をつけたとしても排除されないというような、そういったことだと思います。

その中で、例えば、個別審査規定の適正な運用等々、今後出てくると思うんですが、これに照らし合わせて、市の職員さんが何か業務に当たるとか、市の事務で新たに行うようなことは出てくるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 今回の御質問ですが、新たに発生する業務はないかというふうに思

っております。

現在あります欠格事項を排除して、広く門戸を開いていくという考え方でありますので、通常、例えば職員の採用につきましても、そういう条項がなくなります。今まで一律に門前でシャットアウトしておったということが、広く門戸を開いて採用の時点でも受験可能になるということでありますので、そういった面での、例えば、受検者数がふえるとか、そういうことはあるかと思いますが、その事務手続上は今後それに合わせたような形の事務、それに特化した事務手続が発生するというようなことはないかというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第23号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案 新城市職員定数条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、だいたい議題となっております第24号議案 新城市職員定数条例の一部改正についてですが、これについては、これまでの説明や資料、また昨日の浅

尾委員の質疑で理解もしておりますが、1点、消防署の職員が9人ふえるということで、これは本署、鳳来出張所、作手出張所の人員増ということでありますが、その内訳ですね、本署が何人、鳳来出張所、作手出張所がそれぞれ何人なのかということと、その人員増になって、それぞれの所々の出勤体制といえますか、出勤態勢がどのように変わるのかを伺います。

○鈴木達雄委員長 河合消防総務課長。

○河合芳明消防総務課長 今の御質問で人員増の内訳でありますけども、今現在予定しておるのは、作手、鳳来の出張所のほうへ、これメンバー分けますけども4名ずつ増、それから消防本部のほうへ1人増ということで9名という格好で考えております。

それから、この体制ですけども、今現在、作手・鳳来のほうは常勤が3名勤務しておりますけども、それを4名、1名を増の体制にふやして、今まで応援を頼んでおったような特化に係る救命医療行為だとか、そういうことができるように、その1隊で運用できるように増員を図って運営していくものです。

以上です。

○鈴木達雄委員長 いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下修平委員 1点だけ確認をさせていただきたいのですが、議案の提案理由の中で、業務体制の充実を図る等というふうにございますが、この等に含まれるもの、もちろん人員をふやして体制を充実させることはわかるんですが、それ以外にどういった理由が含まれるのか確認をさせていただきたいです。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 等の部分は、きのうの本会議の質疑でもございましたけれども、認定こども園の関係の運営が整理完成しましたので、現在、定数的に幼稚園のほうの人数が整理できておりませんでしたので、幼稚園、

教育委員会の部分ですけれども、教育委員会の部分の人数、幼稚園の教諭の部分を実長局側の人数に移しかえるというよな、今回整理をさせていただいておる部分が、等の部分に当たるといふこととございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第24号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案 新城市消防団条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第25号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第26号議案 新城市手数料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

山田委員。

○山田辰也委員 20号議案と趣旨は同じだとは思っているんですが、この手数料と使用料という違いをどの辺が違うかというのをちょっと教えてください。

○鈴木達雄委員長 山田予防課長。

○山田康司予防課長 手数料につきましては、今回、全国的に統一されて、特に必要が認められて変わるんですが、これは申請時に危険物施設を設置するときに、申請するときの手数料となります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第26号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第70号議案 市有財産の無償譲渡（多田野消防器具庫）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第70号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

**閉 会 午前9時23分**

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長